

## 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準の制定について

### 1 経緯

平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年度からの本格施行が予定されている「子ども・子育て支援新制度」では、「幼保連携型認定こども園」に関する認可、指導監督等が一本化され、「学校及び児童福祉施設」として法的に位置付けられることとなった。

また、都道府県は、「幼保連携型認定こども園」の設備及び運営について、条例で基準を定めることとなった。

### 2 主務省令に定める基準

都道府県が「幼保連携型認定こども園」の設備及び運営の基準を定めるに当たっては、主務省令に定める基準に従い、又はそれを参酌することとされている。

分類	説明	主な内容例
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>必ず適合させなければならない基準</li> <li>その基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることのできるものの、異なる内容の基準を定めることのできないもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級の編成</li> <li>職員の配置</li> <li>設備</li> <li>差別的取扱いの禁止</li> <li>秘密保持の義務</li> </ul>
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>その基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容の基準を定めることができるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人格の尊重</li> <li>職員の資質向上・研修機会の確保</li> <li>苦情への対応</li> </ul>

### 3 対応方針

- ・ 条例には、主務省令に定める基準及び本県の独自基準を規定することとする。
- ・ 「独自基準」については、既に現行の幼保連携型認定こども園に適用している独自基準を引き続き規定することにより、本県における設備及び運営の水準を維持することとする。なお、幼保連携型認定こども園の設置を促進する観点から、新たな独自基準は設けないこととする。

### 4 本県の独自基準

- ・ 子育て支援事業について、2以上の事業を、週3日以上実施すること
- ・ 保護者が多様なサービスを適切に選択できるよう、情報を開示すること
- ・ 自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上を図ること

### 5 今後の予定

- ・ 平成26年7月 パブリックコメントの実施
- ・ 平成26年9月 県議会に条例案を提出
- ・ 平成26年10月 条例施行

(参考)

主務省令に定める基準の概要

区分	基準の概要
学級の編成に関する基準	(従うべき基準) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 満3歳以上の園児について学級を編制</li><li>・ 1学級の園児数は35人以下を原則、同年齢の園児による編制を原則</li></ul>
職員に関する基準	(従うべき基準) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 各学級ごとに担任する専任の保育教諭等を1人以上必置</li><li>・ 教育・保育の直接従事職員の配置 (満4歳以上児 30人:1人、満3歳以上満4歳未満児 20人:1人、満1歳以上満3歳未満児 6人:1人、満1歳未満児 3人:1人。ただし、常時2人以上)</li><li>・ 調理員を必置(調理業務の全部を委託する場合は不要) 等</li></ul>
設備に関する基準	(従うべき基準) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 園舎・園庭を必置、園舎は2階建以下を原則</li><li>・ 保育室等は1階に設置を原則</li><li>・ 園舎・園庭は、同一敷地内・隣接地に設置を原則</li><li>・ 園舎面積は、幼稚園基準と保育所基準(満3歳未満児に係る部分に限る)を合算、園庭面積は、満3歳以上児に係る幼稚園基準と保育所基準のいずれか大きい方の面積と満2歳児に係る保育所基準による面積を合算した面積以上、各居室(乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室)の面積は、保育所基準による面積以上</li><li>・ 職員室、保健室、調理室、保育室等を必置 等</li></ul>
運営に関する基準	(従うべき基準) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 教育・保育の期間及び時間については、教育週数39週以上</li><li>・ 教育時間4時間</li><li>・ 保育を必要とする園児に対し、自園調理による食事提供を行う義務(保育所基準による要件を満たす場合は外部搬入も可)</li><li>・ 差別的取扱いの禁止、虐待等の禁止、懲戒権限の濫用禁止、秘密保持の義務</li></ul> <hr/> <p>(参酌すべき基準)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 教育・保育時間8時間</li><li>・ 人格の尊重</li><li>・ 職員の資質向上・研修機会の確保</li><li>・ 苦情への対応</li><li>・ 家庭との連絡・連携 等</li></ul>
その他	(従うべき基準) <ul style="list-style-type: none"><li>・ みなし幼保連携型認定こども園の職員配置については施行日から5年間、設備については当分の間、なお従前の例によることができること</li><li>・ 施行日から起算して5年間は、副園長・教頭の教諭免許状及び保育士資格については、いずれかを有していれば足りるとすること</li><li>・ 既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合における園舎・保育室等・園庭の面積、保育室等を2階以上に設ける場合の待避設備等の要件及び代替地の活用(園庭設置)に関する特例 等</li></ul>